

## 山口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、山口市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

### (事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていくことができるよう、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

### (事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを実施する。

2 各号の事業又はサービスの内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）

(ウ) 一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）

(エ) たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）

(オ) 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）

a 通所型サービスCと併用する場合

b 訪問型サービスCのみの場合

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）

(ウ) 足腰機能アップ教室（通所型サービスA-②）

(エ) 運動機能アップ教室（通所型サービスA-③）

(オ) 元気いきいきひろば設置運営事業（通所型サービスB）

(カ) 短期集中通所型サービス（通所型サービスC）

ウ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

(ア) 配食見守り支援サービス

- (イ) 栄養改善配食サービス
  - エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
  - (2) 一般介護予防事業
    - ア 介護予防把握事業
    - イ 介護予防普及啓発事業
    - ウ 地域介護予防活動支援事業
    - エ 地域リハビリテーション活動支援事業
- (実施方法)

第5条 市長は、前条に掲げる事業を通知別記1の(1)ア(エ)の①(a)市町村の直接実施、(b)市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して委託して実施、(c)指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)による実施、(d)補助(助成)の方法による実施(一般介護予防事業にあっては、同(エ)(a)、(b)又は(d)に限る。)のいずれかにより行うものとする。

(事業者の指定)

第6条 前条に掲げる実施方法のうち、通知別記1の(1)ア(エ)の①(c)指定事業者による実施のときの事業者の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(実施の基準)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業者は、市長が定める基準に従い事業を行うものとする。

2 前項に規定する基準については、別に定める。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第8条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別に定める。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第9条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により山口県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第10条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(以下「一定以上の所得者」という。)に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、同条第2項の規定を適用する場合においては、同条中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

3 支給限度額を算定する事業は、別表第2に定める事業に限る。

4 総合事業の利用者(以下「利用者」という。)が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービ

ス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

（第1号事業支給費の額の特例）

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（保険料滞納者に係る第1号事業支給費の支払い方法の変更）

第13条 市長は、保険料を滞納している利用者が、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第3項の規定は、適用しないことができる。

（第1号事業費の一時差止）

第14条 市長は、保険料を滞納している利用者が、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部を一時差し止めるものとする。

（第1号事業支給費の支給制限）

第15条 市長は、利用者について保険料徴収消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号支給事業費の支給を制限することができる。

2 市長は、利用者が法第69条に規定する給付額減額等の記載を受けているときは、当該記載を受けた日の属する月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した指定第1号事業に係る第1号事業支給費の支給額は、第1号事業支給費の額に100分の70を乗じて得た額とし、法第59の2第2項の規定により読み替えて適用する場合においては、100分の60を乗じて得た額とする。

（利用料等）

第16条 総合事業の利用者は、別表第3に定める利用料を負担しなければならない。

2 総合事業の実施の際に、食費や原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する事業所に直接納付するものとする。

（指導及び監査）

第17条 総合事業の適切かつ有効な実施のため、第4条第2項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 指導及び監査は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導について（老発0331第8号厚生労働省老健局長通知）によるもののほか、市長が別に定める。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

別表第1（第4条）

事業構成		事業名	事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービス	要支援者及び基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）のうち特に市長が認める者
		指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）	指定事業者により実施する直接的な身体介護を伴わない生活支援サービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、認知症、精神疾患等により専門的な支援が必要である者
		一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）	買い物、掃除等の簡易な生活支援サービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能の低下等により生活支援が必要である者
		たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）	ごみ出し、買い物代行、布団干し等住民が主体となる生活支援サービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、単発的に簡易な生活支援が必要である者
	短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）	通所型サービスCと併用する場合	原則として実施期間3ヶ月、3回を限度として、通所型サービスCの機能回復訓練と組み合わせ、医療・看護、リハビリテーション専門職等が訪問により個別プログラムを作成し、生活環境調整を行うサービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、身体機能低下が著しく進む可能性が高く、集中的に専門職が関わることにより改善が見込める者
		訪問型サービスCのみの場合	原則3ヶ月を実施期間とし、医療・看護、リハビリテーション専門職等が日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別プログラムを作成し、居宅において機能回復訓練等を提供するサービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、身体機能低下が著しく進む可能性が高く、集中的に専門職が関わることにより改善が見込める者

事業構成	事業名	事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス(第1号通所事業)		
	通所介護相当サービス	指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービス	要支援者及び事業対象者のうち特に市長が認める者
	体と脳の機能アップ教室(通所型サービスA-①)	利用時間が3時間以上であって、指定事業者により実施する運動機能向上、認知症予防、口腔ケア等のプログラムを個別プランに沿って提供するサービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、認知面の低下、うつ、閉じこもり、運動機能の低下等により、直接的な身体介護は要しないが、専門的な見守り等の生活支援が必要である者
	足腰機能アップ教室(通所型サービスA-②)	利用時間90分以上(1時間以上の運動器向上プログラムを実施)であって、指定事業者により実施するリハビリに特化した運動機能向上プログラムを提供するサービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、心身機能の低下がみられる者
	運動機能アップ教室(通所型サービスA-③)	利用時間90分以上(1時間以上の運動器向上プログラムを実施)、運動器機能向上プログラム(リハビリ特化型)を提供するサービス	要支援者及び基本チェックリストにより、廃用性や運動機能の低下があり、専門的な運動器の機能向上プログラムを利用することで回復が見込める、または維持が図れる65歳以上の者
元気いきいきひろば設置運営事業(通所型サービスB)	運営者へ運営費の補助することにより、高齢者の生きがいや介護予防に資する活動(15分~1時間の体操等の運動を実施)を行い、地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス	要支援者及び事業対象者 上記のほか要介護者及び一般介護予防事業対象者の参加も可能	

事業構成	事業名	事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス (第1号通所事業)	原則3ヶ月を実施期間とし、医療・看護、リハビリテーション専門職等が日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別プログラムを作成し、通所介護事業所において機能回復訓練等を提供するサービス	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、身体機能低下が著しく進む可能性が高く、集中的に専門職が関わることにより改善が見込める者
	その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)	配食見守り支援サービス  栄養改善配食サービス	バランスのとれた食事（治療食へも対応）を定期的に居宅へ配達し、併せて安否確認を行うサービス  管理栄養士による低栄養状態を改善するための指導、支援とともに、定期的に栄養のバランスのとれた食事を定期的に居宅へ配達するサービス
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防・生活支援を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う	要支援者及び事業対象者
	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等なんらかの支援を必要とする者を把握し、介護予防へつなげる。	65歳以上の被保険者及びその支援に関わる者
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する講座の開催や、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレットの作成及び配布を行う。	65歳以上の被保険者及びその支援に関わる者

事業構成	事業名	事業内容	対象者
一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業	高齢者のボランティア活動、自主グループ、地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う	65歳以上の被保険者及びその支援に関わる者
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の介護予防活動の場等へのリハビリテーション専門職等を派遣し支援する。	65歳以上の被保険者及びその支援に関わる者

別表第2（第10条）

訪問型サービス （第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス
	指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）
通所型サービス （第1号通所事業）	通所介護相当サービス
	体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）
	足腰機能アップ教室（通所型サービスA-②）

別表第3（第16条）

事業名		利用料
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）	実費相当額 別途補助金交付要綱にて定める
	短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）	通所型サービスCと併用する場合 短期集中通所型サービス（通所型サービスC）に含む
		訪問型サービスCのみの場合 300円（1回につき）
通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当サービス	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	足腰機能アップ教室（通所型サービスA-②）	サービス費用の1割（ただし、一定以上の所得者にあっては2割又は、3割とする）
	運動機能アップ教室（通所型サービスA-③）	300円（1回につき）
	元気いきいきひろば設置運営事業（通所型サービスB）	実費相当額 別途補助金交付要綱にて定める
	短期集中通所型サービス（通所型サービスC）	300円（1回につき）
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)	配食見守り支援サービス	別途事業実施要綱にて定める
	栄養改善配食サービス	別途事業実施要綱にて定める